平成２２年（フ）第３９３号
兵庫県伊丹市伊丹６丁目５番18―303号
債務者　志鶴　美恵（旧姓本家）
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第５７３号
兵庫県西宮市高木東町18番15―207号
債務者　田畑麻理子（旧姓三木）
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７８９号
兵庫県尼崎市道意町５丁目35番地
債務者　片寄　久子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７９９号
兵庫県西宮市段上町５丁目１番32号、前住所
兵庫県西宮市今津真砂町１番13―401号
債務者　松尾　達己
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６０号
兵庫県たつの市揖保町栄44番地２
債務者　松本　美穂（旧姓森口・大部）
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２２年（フ）第６１号
兵庫県たつの市龍野町末政199番地１
債務者　柴田　洋子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２２年（フ）第４５８号
秋田市川尻みよし町１番９号　みよしパークハイツ102号
債務者　田中　安夫
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４６６号
秋田県男鹿市船川港女川字鵜ノ崎188番地１
債務者　佐藤　朱美
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９８号
福井市月見４丁目９番21号
債務者　大和美智代
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３１５号
福井県勝山市栄町４丁目２番40号
債務者　荒井　純子
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３２０号
福井県坂井市坂井町上新庄第44号19番地
債務者　井端　一裕
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３２７号
福井県あわら市市姫１丁目16番10号
債務者　斉藤　満彦
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３３３号
福井県福井市光陽４丁目８番24号　長谷川マンションアネックスⅡ205号
債務者　エマーブルこと　古跡　　登
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３３６号
福井県坂井市春江町境上８―８尾方文博方、住民票上の住所福井県勝山市遅羽町比島第31号22番地３
債務者　五十嵐あけみ
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３４４号
福井県鯖江市二丁掛町第１号８番地７
債務者　大門　友幸
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３４７号
福井県坂井市三国町宿第48号10番地３　広野宿舎１―107
債務者　野村　佳孝
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３４８号
福井県坂井市三国町宿第48号10番地３　広野宿舎１―107
債務者　野村津代子
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２４１号
長野県安曇野市穂高6113番地８
債務者　名和留利子
1　決定年月日時　平成22年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
長野地方裁判所松本支部